

# 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱」に関する理事長声明

令和 8（2026）年 2 月 12 日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 澤井 靖人

## 1. はじめに

現行の成年後見制度は、平成 12（2000）年に施行され、約四半世紀の間、判断能力が不十分な人々の権利を擁護し、生活を支えるための基盤として重要な役割を果たしてきた。

しかし、現行の制度に対しては、「利用の動機となった課題が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない」「成年後見人には包括的な代理権・取消権があり、制度利用者本人（以下「本人」という。）の自己決定が必要以上に制約される場合がある」「本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない」などの批判があった。

このような状況の中、令和 4（2022）年 3 月 25 日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」という。）において成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされ、また、同年 10 月に公表された国連の障害者権利委員会による総括所見において「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」と勧告された。

そして、令和 6（2024）年 2 月、法制審議会に「民法（成年後見等関係）部会」（以下「部会」という。）が設置され、令和 6（2024）年 4 月から令和 8（2026）年 1 月までの間、計 33 回にわたり成年後見制度の見直しのための調査審議が行われ、当法人は、部会に幹事を派遣し、当法人の意見を述べてきた。

今般、令和 8（2026）年 2 月 12 日、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案」が法制審議会において承認され、同日、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱（以下「要綱」という。）」が法務大臣に答申された。

## 2. 要綱の要点

要綱の要点は以下のとおりである。

### （1）法定後見制度

#### ① 類型の一元化と支援内容の個別化

現行の後見、保佐、補助の三類型を補助に一元化し、補助人に代理権・同意権を付与するには原則として本人の同意を要し、本人のニーズに合わせて支援内容を決定する「オーダーメイド方式」の制度とする。

一方で、事理弁識能力を欠く常況にあり、かつ、補助人に幅広い取消権を与える

必要性が認められる者は、「特定補助」を限定的に選択できる制度とする。

- ② 開始、終了の仕組みの見直し（「終われる後見」）～  
必要性原則を採用し、制度利用の具体的な課題とその必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みとする。
- ③ 意思決定支援の重視  
補助人は、補助の事務を行うにあたっては、本人に情報提供し、本人の意向を把握した上で本人の意向を尊重しなければならないという、意思決定支援の考え方を重視する制度とする。
- ④ 本人の状況に合わせた補助人の交代  
補助人の解任事由として、欠格事由とならない「補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき」という規律を新設し、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容の変化に応じて、柔軟に補助人を交代できることとする。

## (2) 任意後見制度

- ① 法定後見制度との併存が可能に  
任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をするとできるとされていた制度から、本人の意思や支援の必要性に応じて任意後見制度と法定後見制度との併用を可能とする制度とする。
- ② 家庭裁判所の直接監督の規定を新設  
任意後見監督人の選任による監督を原則としつつ、「家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任しないことができる」とする規律を新設する。なお、これに伴い、任意後見契約は「任意後見開始の審判がされた時からその効力を生ずる」こととする。
- ③ 任意後見監督人の選任における本人の意思の尊重  
任意後見監督人の選任における考慮事項として、本人の意見（任意後見契約の締結の際に本人が公証人に対して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合には、その申述した内容を含む。）等が配慮される規律を設け、任意後見監督人の選任について本人の意思を尊重することとする。
- ④ 任意後見契約の変更・一部解除・不開始の合意（予備的な任意後見受任者）  
任意後見契約の変更・一部解除・不開始の合意（予備的な任意後見受任者）を可能とする。

## 3. 今後の課題等

要綱は、障害者権利条約及び第二期基本計画の方向性を踏まえ、成年後見制度をより一層「本人中心の制度」へと再構築する重要な一步であり、基本的に高く評価できる。ただ

し、特定補助人の規律が存在するなど、国連の障害者権利委員会の要請に完全に応えられたとは言い難い。また、要綱の理念を実効的なものとするためには、実務運用の明確化や支援体制の整備が不可欠である。

要綱における新しい法定後見制度は、真に必要があるときに、必要な権限についてのみ補助人に与え、必要がなくなったら、本人の事理弁識能力の回復を問わず制度の利用を終了することを可能とする制度であり、補助人の同意を要する旨の審判や代理権を付する旨の審判、特定補助人を付する旨の審判のすべてについて、必要性を十分に吟味した上で利用されることが重要である。そして、制度の利用終了後も、引き続き権利擁護が必要な人々を支えていくことが求められるため、支援の連続性という観点から、地域において本人を支える仕組み及び社会資源の充実が求められるとともに、どの地域に住んでいても等しく権利擁護支援が受けられるような社会の実現が求められる。

また、任意後見制度は、契約内容や任意後見監督人の選任形態の選択肢が増えたことで、これまで以上に本人の意思を反映させることができた制度となり、その利用方法を工夫することで、本人が自分らしく生きていくための選択肢も大きく広がったといえる。今後は、公的相談機関、専門職、支援関係者らが連携しながら、新しい任意後見契約の利用が進むよう地域への情報発信や制度啓発活動が求められる。

当法人においては、任意後見人や監督人としての活動に正面から取り組み、法定後見制度との併存やリレー時における、モデル事例や契約書の条項案の発信など、利用促進に寄与すべく積極的な役割を果たしていくとともに、実務家集団として、これまで個々の会員が積み上げてきた任意後見人や監督人としての経験に加え、法人として蓄積した会員監督の実績の裏付けに基づいて、さらなる社会への役割を担うための検討に着手する。

#### 4. おわりに

当法人の会員は、これまででも意思決定支援やチーム支援を大切にして執務を行ってきたが、今後もより一層本人の意向を把握し、地域で本人を支援するチームの一員として、他の支援者と連携して本人の権利擁護に努めることになる。

現在、当法人の会員約8,900人が約6万件の事件を受任しており、これは現在の成年後見制度における本人のおよそ4分の1に当法人の会員が成年後見人等に就任していることを意味する。本人だけでなく地域の支援者とのかかわりまで含めると、新しい成年後見制度の実務における当法人の役割は非常に重要である。

新しい成年後見制度の理念に基づいて、本人の意思尊重、意思決定支援、チーム支援がより一層実務に浸透するよう、会員一丸となって尽力する所存である。

以上